

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定めたので、同条第2項及び同令第167条の6第1項並びに大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年10月13日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札事項 弁天市有林内の立木売払い
- (2) 物件所在地 弁天市有林（由布市挾間町七蔵司字ベンテン777番）
- (3) 物件の概要 別紙「物件調書」のとおり
- (4) 予定価格 非公開
- (5) 搬出期限 令和9年12月15日(水)まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のすべての要件を満たしている個人または法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 素材生産業（森林組合連合会及び森林組合を含む）、木材製造業（木材チップ製造業を含む）又は木材卸売業のいずれかを営んでいる者（木材協同組合連合会を含む）であり、令和9年12月15日(水)までに物件の搬出を完了させる能力を有する者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の許可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者であること。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

3 入札手続き等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504
住所 大分市荷揚町2番31号
名称 大分市 農林水産部 林業水産課（本庁舎8階）
電話番号 097-537-5783
FAX 097-533-5123
E-mail rinsuil@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付の期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年10月13日（火）から令和8年12月8日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、林業水産課においても交付する。

(3) 本件に係る資料の交付・閲覧の期間及び場所

① 交付・閲覧期間

3の(2)の①に同じ

② 交付・閲覧場所

3の(2)の②に同じ

(4) 本件に関する質疑応答

① 本件に関する質問がある場合には、次により書面で持参またはファックス、電子メールで提出すること。

ア 提出期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

3の(1)に同じ

② 質問に対する回答は、令和8年11月13日（金）午後5時までに、質問者宛てに電子メール又はファックスにて回答するものとする。

(5) 入札参加申込書等の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

② 提出先及び提出方法

林業水産課（3の(1)に同じ）へ持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

③ 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 法人の履歴事項全部証明書の原本又は写し

（個人の場合は身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード（写真付き））の写し）

エ 法人の印鑑証明書の原本又は写し

（個人の場合は印鑑登録証明書の原本又は写し）

オ 素材生産業、木材製造業又は木材卸売業（以下「上記業」という。）のいずれかを営んでいる者であることを証明できる書類

なお、上記業を営む者の確認は次のいずれかによるものとする。

・過去2年以内の山林における土地又は立木の売買契約書の写し

・上記業を営む者で構成される団体又は会社の直近年度の決算書及び会社の事業概要が分かる資料

- ・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体の場合は、知事による認定通知書の写し
- ・合法木材供給事業者または木質バイオマス証明事業者の場合は、認定者による認定通知書の写し
- ・その他上記業を営む者であることを確認でき、市が認めたもの

※ウ、エの各種証明書は、受付時から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。

④ その他

入札参加申込書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が入札参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

上記3の(5)の入札参加申込書等の提出した者が、2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に記載の要件を満たしているかの審査結果については、令和8年11月25日(金)までにその適否を申請者に対し通知するものとする。

なお、本通知書は発行時点での審査結果を通知するものであり、契約担当者は開札後、落札候補者について入札参加資格の適否を再度審査し、要件を満たしている者を落札者として決定するものとする。

4 現地説明会

現地説明会への参加を希望する者は、令和8年10月30日(金)午後5時15分(必着)までに現地説明会参加申込書を林業水産課(3の(1)に同じ)へ持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 日 時 令和8年11月5日(木) 午前10時00分 集合

(2) 集 合 場 所 高崎山南登山口駐車場(由布市挾間町七蔵司1175-4)

(3) そ の 他

①現地説明会参加申込書を提出した者は、別紙「現地説明会資料」を事前に確認し、説明会当日に持参すること。

②説明会当日は、指定した集合場所まで各自で移動すること。

③参加希望者がいない場合は、現地説明会を中止するものとする。

④天候等により現地説明会の実施が困難であると判断した場合は、説明会前日までに中止又は延期の連絡を参加希望者に対し行うものとする。

5 入札保証金

入札に参加する者は、一般競争入札に参加するに当たり、大分市契約事務規則第24条に定めるところにより入札保証金を納めなければならない。

(1) 入札保証金額 見積金額の100分の5以上の額とする。

※見積金額 = 入札書に記載する金額に消費税額を加えた金額

(2) 納 付 方 法 別紙「入札説明書」のとおり

(3) そ の 他

①落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができるものとする。

②落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後、当日現金により納付した者については、入札保証金等納付書兼領収証と引き換えに還付するものとし、事前に口座振込により納付した者については、入札保証金返還請求書の提出を受けて、指定の口座に速やかに還付するものとする。

③落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還しないものとする。

6 入札・開札

本入札は大分市が定める予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

して決定する。なお、予定価格は非公表とする。

- (1) 日 時 令和8年12月8日（火） 午前10時00分
- (2) 場 所 大分市役所 本庁舎9階 第一入札室
- (3) 入札方法等 入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札回数 1回
- (5) その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。
- ③ 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することができないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない本市職員を当該入札者の代理人とすることができるものとする。

7 事後審査及び入札結果の公表

- (1) 開札後、落札候補者について再度入札参加資格の適否を審査し、要件を満たしていることが確認した場合に、当該落札候補者を落札者として決定しその旨を通知するものとする。審査により入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格以上をもって申込みをした他の者のうち最高の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の入札参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とする。
ただし、次順位者が入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、入札参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。
- (2) 落札者決定後、落札者の業者名、落札金額を大分市役所ホームページに公表するものとする。
※落札者が個人の場合は、個人名を非公表とする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認めた者は、7の（1）の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、書面の提出先は、林業水産課（3の（1）に同じ）とし郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、書面の提出のあった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 契約保証金

落札者は、立木売買契約を締結するに当たり、大分市契約事務規則第6条に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。

- (1) 契約保証金額 契約金額の100分の10以上の額とする。
(2) 納 付 方 法 別紙「入札説明書」のとおり

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
(3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
(4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
(5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
(6) 入札金額を訂正した入札
(7) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
(8) 郵送又は電送による入札
(9) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
(10) 申込書等を提出しなかった者のした入札
(11) 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札
(12) 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 契約の締結、売買代金の支払い

落札者は、契約担当者が指定する期日までに契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。契約締結後は、契約担当者が指定する期日までに売買代金を納付しなければならない。なお、指定した期日までに売買代金を支払われない場合、契約を解除し、契約保証金は返還しないものとする。

- (1) 契約書の内容 別紙「市有林立木売買契約書（案）」のとおり
(2) 提出書類 別紙「入札説明書」のとおり
(3) 売買代金の支払方法 別紙「入札説明書」のとおり

12 契約締結までの日程

項目	日程
(1) 公告	令和8年10月13日（火）
(2) 資料の交付期限	令和8年12月8日（火）
(3) 質問書の受付期限	令和8年11月10日（火）
(4) 質問書に対する回答期限	令和8年11月13日（金）
(5) 現地説明会申込の受付期限	令和8年10月30日（金）
(6) 現地説明会	令和8年11月5日（木）
(7) 入札参加申込の受付期限	令和8年11月16日（月）
(8) 入札日	令和8年12月8日（火）
(9) 契約締結	令和8年12月15日（火）（予定）

13 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
ア 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
イ 提出した書類に虚偽の内容が記載してあると判明した場合
- (3) 契約担当者は落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は、落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) その他不明な点は、大分市農林水産部林業水産課（3の（1）に同じ）まで照会のこと。
（電話番号 097-537-5783）